



発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 西 浦 康 之
印刷所 株式会社 白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)
毎月1回15日発行



横川ダム (羽越河川国道事務所提供)

目 次

河川環境の整備・保全に関する政策レビューについて 国土交通省河川局河川環境課 課長補佐 舟橋 弥生.....	2
全水連だより 全水連春季理事会を開催.....	8

河川環境の整備・保全に関する政策レビューについて

国土交通省河川局河川環境課 課長補佐 舟橋 弥生

1. はじめに

政策評価は、平成13年6月に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に従い、平成14年度より全府省的に導入され、国土交通省では「国土交通省政策評価基本計画」を平成14年3月に決定した(平成14年から5年間の政策評価の計画)。「国土交通省政策評価基本計画」の中では、「政策レビュー(プログラム評価)」が政策評価の一方式として位置付けられており、この中で「河川環境の整備・保全の取組み」が平成19年度とりまとめとされた。

この「河川環境の整備・保全に関する政策レビュー」は、平成9年の河川法改正から10年を経過したことを踏まえ、同法改正以降、取組みが強化された、または、新たに開始された主要な河川環境関連施策を中心に、河川環境の整備と保全に関する枠組み全体の評価を実施したものである。以下に、本年度行われた本政策レビューの概要を紹介する。

2. 政策レビュー委員会

(1) 概要

政策レビューを実施するに当たり、専門的な学識経験等に基づく助言・提案をいただくことを目的とした政策レビュー委員会を設置した。

施策の内容が多岐にわたるため、委員会の下に自然及び利用の2つの部会を設置した。自然部会は主に河川の自然環境に関する取組みについて、利用部会は主に河川利用・生活環境に関する取組みについて検討するために設置したものである。

(2) 委員名簿

政策レビュー委員会は山岸哲委員長をはじめとする10名の委員で組織された。

岸 由二	慶應義塾大学経済学部教授	利用部会
北川 健司	NPO法人広域防災水難救助捜索支援機構副理事長	利用部会
谷田 一三	大阪府立大学大学院理学系研究科教授	自然部会

辻本 哲郎	名古屋大学大学院工学系研究科教授	自然部会
中村 太士	北海道大学大学院農学研究科教授	自然部会
○藤吉洋一郎	大妻女子大学文学部教授	利用部会
松田 芳夫	中部電力顧問	利用部会
◎山岸 哲	(財)山階鳥類研究所所長	自然部会
山田 正	中央大学理工学部土木工学科教授	利用部会
鷺谷いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	自然部会

◎：委員長 ○：部会長

3. 政策レビューの経緯

委員会は、自然部会と利用部会の合同の委員会を計4回、自然部会と利用部会をそれぞれ2回ずつ開催した。また、委員会の報告を基に、国土交通省としての政策レビュー評価書をまとめた。

- 第1回委員会(合同) H19.4.13
- 第1回利用部会 H19.6.18
- 第1回自然部会 H19.6.22
- 第2回自然部会 H19.7.11
- 第2回利用部会 H19.8.3
- 第2回委員会(合同) H19.10.18
- 第3回委員会(合同) H19.11.15
- パブリックコメント H19.12.14~H20.1.13
- 第4回委員会(合同) H20.2.4
- 国土交通省としての評価書公表 H20.3.31

4. 評価概要

(1) 評価手法

評価は平成9年以降取組みが強化された、または新たに開始された河川環境施策を中心として実施した。評価方法としては対象を「個別施策の評価」、「小分類(施策群)の評価」の大きく2段階に分けて実施した(表1)。

「個別施策の評価」として、「実施状況」「効果」「実施手法・手続き」の区分に応じ評価を行い成果と課題を整理した(図1)。

次に「小分類(施策群)の評価」として、小分類を構成する個別施策の評価結果を集約し、成果と課題をとりまとめた。その際には、個別施策にとらわれずに、小分類の目的とする成果を横断的に評価することが可能となるように、既往の河川審議会答申や指針・ガイドライン等に示されている基本的な考

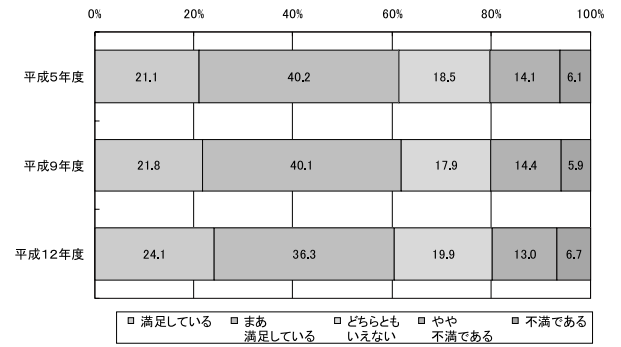


図1 分析例(水辺空間アンケート)

表1 対象施策

	小分類(施策群)	個別施策	担当部会		
河川環境の整備と保全	生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備	多自然川づくり	自然部会		
		自然再生事業			
		樹林帯制度			
		外来種対策			
		流況改善※		正常流量設定	
				ダムの弾力的管理	
				発電ガイドライン	
		魚がのほりやすい川づくり			
		環境影響評価			
		ダムのフォローアップ			
河川水辺の国勢調査					
魅力ある水辺空間の整備と保全	魅力ある水辺空間の整備と保全	地域と一体となった空間整備(かわまちづくり)	利用部会		
		大臣特認制度を活用した河川における文化財保全の取組み			
		舟運			
		水源地域の利用・活性化(ダム水源地域ビジョン等)			
		河川の空間利用に関する計画(河川環境管理基本計画)			
		河川環境に配慮した占用許可			
		水面利用の推進・適正化		利用者間の調整(船舶通行方法の指定)	
				不法係留船対策	
		河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善		河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善	清流ルネッサンス
					まちの清流の再生(環境用水)
流況改善※	正常流量設定				
	ダムの弾力的管理				
地域・市民との連携・協働	地域・市民との連携・協働	発電ガイドライン			
		市民連携の推進			
		川に学ぶ社会	河川における環境教育		
安全な河川利用の推進					

※流況改善に関わる施策は2つの施策群を構成する施策として分類した。

え方をもとに視点を整理し、評価を行い成果と課題を整理した(表2)。

なお、小分類「生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備」については、個別施策の規模や自然環境の保全と整備に対する貢献度が大きく異なるので、単に個別の施策の評価を組み合わせただけでは、小分類の評価を行うのが難しいため、個別施策が「生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備」に係る様々な要素に対して、どのような効果

があったのかをマトリクス形式に整理した(表3)。また、各施策が流域において具体的にどのような効果をもたらし得るかを分析するため、いくつかの流域において様々な施策の実施状況や、各施策の効果の範囲、把握されている環境の経年的な変化を整理した(図2)。

これらの結果を集約して「河川環境の整備と保全」に関する総合的な評価を行うとともに今後の方向性について検討した。

表2 小分類(施策群)評価の視点

小分類(施策群)	評価の視点
1. 生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備	① 河川本来のダイナミズムの保全・再生 ② 河川固有の生物の生息・生育・繁殖環境の保全・整備 ③ 河川および流域の連続性の確保 ④ モニタリングと科学的評価 ⑤ 目標の明確化と地域住民・関係機関との連携
2. 魅力ある水辺空間の整備と保全	① 地域の意向を反映した河川整備 ② 地域活性化に資する河川整備 ③ 生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮した河川空間管理 ④ 人と川のふれあいの確保
3. 河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善	① 河川本来の流量とその変動の確保 ② 安全で安心して利用できる水質の確保 ③ 人と河川との豊かな触れ合いのための水量・水質の管理 ④ 流域を視野に入れた総合的・一元的な水量・水質の確保
4. 地域・市民との連携・協働	① 協働活動を行うための適切な取り決め ② 河川利用者への情報提供や啓発、情報の共有 ③ 行政と市民団体等の役割分担と連携体制の整備 ④ 川での実践を伴った「川に学ぶ」機会の提供



図2 分析例(流域の状況)

表3 評価のための分析例（「生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備」に係る様々な要素整理）

視点	視点の細分	施策名	施策(小分類1)										
			多自然川づくり	自然再生事業	樹林帯制度	外来種対策	※魚は針掛材物の種類別施策					すまいが川のぼりや	河川水辺の国
							改正審議	状況改善	ドレイン	方ダ	管理		
実施状況	28,000箇所(48~414年)	31水系43事業(うち施工完了1事業)(418現在)	河川4箇所ダム4箇所(完全撤去)(418現在)	全国243件で対策実施(417現在)	108水系のうち41水系で設定(413.8現在)	全国24ダムで実施(418現在)	310箇所の取水区間総延長のうち33%で清流回復(417現在)	モデル河川13河川の全延長のうち34%が適上可(417現在)	主に全国108水系の連閉区間の河川ダムで33%目標を完了(417現在)				
河川本来のダイナミズムの保全・再生	自然況に近い水位変動・擾乱(頻度・規模)の再生		△/◎	△/◎	-	-	×/◎	△/◎	-	-	-		
	自然況に応じた土砂動態(土砂移動・沈積)の再生		△/◎	▲	-	-	-	▲	-	-	-		
	河川固有の生息・生育・繁殖環境の保全・整備	場の保全・再生・復元	生物の生息・生育・繁殖のための多様な場(砂洲・ワンド・氾濫原・水際・水際線・干満・瀬・淵など)の保全・再生・復元	△/◎	△/◎	-	△	-	▲	-	○	△	
		河川林の保全・再生・復元		△	▲	▲	-	-	-	-	-	△	
		流況	生物にとって最悪必要な流況の確保	-	-	-	-	○	△/◎	○	△	-	
		水質	生物のための水質の保全・改善	-	-	-	-	△	▲	○	-	-	
	河川及び流域の連続性の確保	種の保護	固有種・在来種の保護/外来種の排除	△/◎	▲	-	-	-	-	-	○	△	
		保全	現在、良好である環境の保全	△/◎	-	-	△	-	-	-	-	△	
		上下流方向・本支川間の連続性の確保		△	▲	-	-	-	▲	○	○	-	
		河川と水陸・水田・湿地等流域との連続性の確保		△	▲	-	-	-	-	-	-	-	
モニタリングと科学的評価	モニタリング		△	○	△	△	○	○	△	○	○		
	科学的評価	科学的な予測・評価(計画段階における効果の予測や施策実施後の評価など)	×	△	△	×	×	△	×	△	△		
	目標の明確化と地域住民・関係機関との連携	現在の科学的知見から定性的な目標となっている事例(主要上)	△	○	△	△	○	○	○	○	△		
		地域住民・関係機関の理解・合意形成	△	○	△	△	○	△	△	△	-		

※1: 魚のぼりやすい川づくりを目標とした魚道の設置や改善は全国的に実施されているが、ここではモデル河川13河川について全国の事例を代表していると捉えて評価

凡例
 ○: 全国的に行われた施策であって、半数以上の実施事例があり、効果・成果が得られている(または期待される)。 △: 全国的に行われた施策において、一部で効果・成果が得られている(または期待される)。
 ▲: 施策の実施数は多くはないが、一部で効果・成果が得られている(または期待される)。 ×: ほとんどの事例で効果・成果が得られていない。または、あまり実施されていない。
 ◎: 全国的にモデルとなるような好事例があるもの。 ◎: 事例によっては、本来の目的と異なる面によって悪化している例があるもの。

(2) 小分類の評価概要

- ① 生物の生息・生育・繁殖環境の整備と保全
 - 多自然川づくりや自然再生事業等が全国各地で進められたことにより多くの河川区間で成果が得られてきたが、質・量ともに改善の余地が多く残されており、今後解消する必要がある。
 - 河川の上流・下流の連続性の確保に関する取り組みを広く促進する必要がある。
 - 河原の再生や流況変動の再生を更に検討・実施し、河川環境を考慮した流況変動のあり方や流域における水配分の考え方についても検討していく必要がある。
 - 河川環境に関するデータを全国的に集約し、整備することが必要とされる。
 - 河川環境の目標像を明確化するとともに、その定量的な評価の検討が必要とされる。
- ② 魅力ある水辺空間の整備と保全
 - 「かわまちづくり」として、ふるさとの川づくりや水辺プラザ、清流ルネッサンス、水源地ビジョン等の様々な取り組みが進められ、地域活性化や観光などへの貢献もしつつある。
 - 歴史的な構造物を保存するための大臣特認制

- 度の普及を図るとともに保全技術の開発・向上が求められる。また、舟運が水辺の魅力のひとつとして地域づくりに活用されつつある。
- 自然環境や河川整備の状況に応じて河川環境管理基本計画を見直すとともに、保全の目標を明確にし、積極的に河川環境の管理を行う必要がある。
- ③ 河川利用・生活環境に配慮した水量・水質の改善
 - 清流ルネッサンスの取り組みや環境用水の導入なども進められ、これまでの水環境が大きく改善されてきた。一方、都市域にある湖沼などでは依然として水質は悪いため、閉鎖性水域の水質改善を推進していく必要がある。
 - 水量の確保に加え、河川環境を考慮した流況変動のあり方やその技術的・制度的な検討も必要とされる。
- ④ 地域・市民との連携・協働
 - 行政と市民団体等との連携は、河川法改正以前から全国で数多くなされてきており、水辺の魅力を高め、良好な河川環境を維持していくためには、市民参加による河川環境の整備と保全を進めていくことが今後益々重要とな

る。

- 河川における環境教育は、市民団体等により実施されている部分も多いため、活動の支援を推進していくとともに、地域的に偏在している活動が全国的に拡がっていくような施策の改善を行っていく必要がある。

(3) 全体評価概要

- 河川法の改正後、様々な取り組みが全国各地で多面的に実施され、個々には課題を有するものの、一定の成果を得ている。しかし、全国的な実施状況や水系全体を見渡した場合には、拠点のあるいは個別的にならざるを得ない面があった。
- 河川環境全体としては改善が進んでいるといえる状況にはなく、外来種の広がりに見られるように、取り組んではいるものの未解決の課題もある。
- 取り組んできた施策に関しても、技術的な課題は多く存在し、モニタリング結果の施策への反映など今後取組を本格化させるべき分野もある。
- 河川環境の評価そのものは科学的・技術的に大きな課題として残されている。
- 河川環境管理基本計画におけるゾーニングに見られるように、河川敷等の空間の利用と自然環境の保全がトレードオフの関係になる場合がある。
- 水環境、空間利用、自然環境の保全など、時代の移り変わりとともに社会や地域の要請は変化してきており、多様な要請を調整し具体化していくためには、河川管理者として基本的な視点を定めつつ、地域にふさわしい河川環境を実現することも求められる。

(4) 今後の方向性の概要

① 損なわれた様々なつながりを『つなぐ』

河川においては、環境が横断工作物などにより分断され、自然環境が損なわれ、かつてあった川と人、地域と川のがつながりが分断されてきた。今後は、流域における個々の施策や事業の位置づけ・効果を勘案しつつ、多自然川づくりの推進、地域の活性化等に資する水辺のまちづくり、水・物質循環の再生、川・地域・人の関係の再構築に向けて損なわれたつながりを徹底的に“つなぐ”ことが河川環境改善の骨格となる。

② 拠点から面の管理へ『ひろげる』

“つなぐ”取り組みを強化・推進していくために、河川周辺の自然再生等に視野を“ひろげる”必要があり、空間や水環境の管理だけではなく、水系におけるレクリエーションなど幅広い活動も視野に入れた河川環境管理へと“ひろげて”いくことが求められている。そのためには河川管理者が河川環境管理基本計画を適宜見直し、市民や企業等の参加、連携を促すなどにより、河川環境管理を積極的に展開し、水系へと“ひろげた”河川環境管理の積極的かつ先導的役割を果たすことが必要である。

③ 河川環境をさらに『学ぶ』

川の魅力を向上させていくために、河川環境の目標像を明確化することが大切であり、河川環境に関する知見・情報を共有できるよう“学び”、市民・河川管理者が川に学ぶ体験活動を一層強化し、人材を育成・増加させていくことが必要である。また、科学的な知見の蓄積と向上のために、具体的な目標を掲げ、河川生態学術研究などの調査研究を体系立てて促進していくことや、河川環境に関するデータを全国的に集約・蓄積していく仕組みを構築することが必要とされる。

④ 総括

今後の河川行政は変貌した川を、目標像を明確にしながらか再生して行くことを基本的な方向とし、「日本の川をとりもどす」をスローガン

**河川環境行政の今後の方向性
～3つの柱～**

- ① 損なわれた時空間、川・地域・人を『つなぐ』
- ② 拠点から面の管理へ『ひろげる』
- ③ 河川環境をさらに『学ぶ』

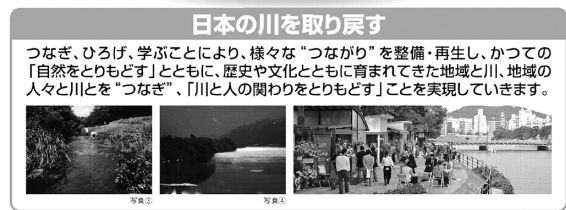


図3 今後の方向性イメージ

とし、すべての川を地域の人が親しみ誇れる川にすることを目標としていくべきである。「日本の川をとりもどす」とは、様々な“つながり”を整備・再生し、かつての自然環境を復元するという「自然をとりもどす」ことであるとともに、人々の生活や社会の変遷の中で、歴史や文化と共に育まれてきた地域と川、地域の人々と川とを“つなぎ”、「川と人の関わりをとりもどす」ことでもある(図3)。

損なわれた時空間、川・地域・人を「つなぐ」

川自身の復元力や再生力を高めることにより生物の生息・生育・繁殖環境の保全と整備を進め、まちづくりや地域の活性化にも貢献することで、時空間、川・地域、人の関係を再び「つなぐ」ようにします。

<p>多自然川づくりにより空間を「つなぐ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる“つなぐ”施策を短期的な総合戦略としてとりまとめた「(仮)多自然川戦略」を策定し、それに基づき各水系の河川環境の現状を総合的、戦略的な取り組みにより改善していきます。  <p>多自然川づくり</p>  <p>蛇行河川復元による自然再生</p>	<p>水辺のまちづくりにより流域を「つなぐ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かわまちづくり等の取り組みを進めいくために「(仮)水辺のまちづくり戦略」としてとりまとめていきます。  <p>賑わいのある水辺</p>  <p>川沿いのボードウォーク</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●多自然川づくりを推進することにより、川のダイナミズムの再生、自然再生、生態系のネットワーク形成を含めて、徹底的に空間を“つなぐ”ようにします。  <p>魚のすみやすい川づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の歴史・文化を踏まえ、周辺のまちづくりと一体となった整備を進め、舟運やフットパス等で流域が“つながる”ことにより、様々な人々や機関が関わるネットワークを形成します。  <p>観光船と祭り</p>
<p>水と物質の循環(「つながり」)を再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全でおいしい水などの新たな目標を加味して、従来の水質基準だけではなく、新たな視点を踏まえた新しい水環境の指標を検討します。 ●市民との水質調査、水の効率的な使用など、市民と協働して水環境に関する施策を展開します。 ●水質の改善が遅れている湖沼等の閉鎖性水域においては、抜本的、持続的な取り組みを進めます。  <p>水質浄化により観光拠点となった川</p>  <p>湖沼における水質改善(植生浄化)</p>	<p>川と地域と人の「つながり」の再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●様々な施策がきっかけとなり、川の(魅)力によって川・地域・人が“つながっていく”仕組みを形成します。 ●河川環境管理やかわまちづくりへの市民・企業の参画など、地域との連携・協働を図ります。 ●流域ネットワークなどの取り組みを支援・拡大し、流域内の交流を促進していきます。  <p>地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●川の駅や環境学習拠点などの拠点の整備によりコミュニティの活性化を促します。  <p>川の駅</p>

図4 今後の方向性イメージ(「つなぐ」)

5. おわりに

本政策レビューの結果(評価書)の詳しい内容は、国土交通省の政策評価のHP <http://www.mlit.go.jp/hyouka/pdf/review/19/kasenkankyuu.pdf>を参照されたい。

今年度以降、今後の方向性としてとりまとめた内容を可能なものから着実に実施していきたいと考えている(図4、5)。

拠点から面の管理へ「ひろげる」 河川環境をさらに「学ぶ」

「つなぐ」取り組みを推進するために、河川環境の目標像を明確にしつつ、河川管理者が先導的に拠点から面へと「ひろげる」た河川環境管理を積極的に展開します。

「つなぐ」「ひろげる」ために、市民参加・住民協働の促進は不可欠であり、川に「学ぶ」社会の実現に向けた取り組みを強化していきます。

<ul style="list-style-type: none"> ●貴重種の保護や侵略的外来種の侵入防止・駆除といった環境維持活動などの河川環境管理を日常的な河川管理に積極的に導入していきます。  <p>市民と連携した外来種(アレチウリ)の駆除作業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●日本の川は地域の人々との関わりの中でその姿がつけられてきているため、その川の自然や歴史を“学び”理解することによって、具体的な目標像を定めます。 ●河川環境の目標像の実現に向けた施策を効果的に推進するために、定量的な評価指標を検討していきます。 ●多自然川づくりやダム建設後のモニタリングとその成果の蓄積、またそれらの施策・事業への反映といった、観測データや経験・ノウハウの蓄積を今後全国レベルで本格的に取り組んでいきます。  <p>河川環境の調査・研究</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●河川周辺の自然環境の復元・再生との連携など、河川周辺の自然再生等に視野を“ひろげる”ようにします。また、水系におけるレクリエーションなど幅広い活動も視野に入れた河川環境管理へと“ひろげる”ようにします。  <p>河川周辺の自然環境の再生との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「川に学ぶ社会」をめざし、環境学習などを含む川に学ぶ体験活動を一層強化していきます。 ●河川環境の知見・技術を備えた人材を広く育成・増加させることが必要であり、川での活動の経験をを通じてノウハウを向上させ、また、それらの事例を蓄積・共有していきます。  <p>河川における体験活動</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●市街地における「かわまちづくり」において、人々が容易に川に近づき親しめるようにするため、河川周辺に遊歩道や緑地などの公共空間を確保する工夫や、川とまちが一体として魅力を高めるようなまちづくりとの連携へと視野を“ひろげる”ようにします。  <p>まちづくり事業と一体となった河川整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●流況の変動や良好な河川環境を保全するための水配分を含めた水環境管理の考え方を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個々の現場での取り組みに伴う調査研究を推進するとともに、河川生態学術研究などの調査研究を一層進め、科学的な知見の蓄積と向上を図ります。 ●河川環境に関するデータを全国的に集約・蓄積していく仕組みを構築していき、統合的・全国的な知見・情報を分かりやすく広く国民と共有できるようにします。  <p>自然共生センター</p>

図5 今後の方向性イメージ(「ひろげる」「学ぶ」)

<全水連だより>

全水連春季理事会を開催

全水連春季理事会は、第60回通常総会の議決案及び平成20年度全国治水大会兵庫大会の開催要領等を中心議題として、次のとおり開催されました。

と き 平成20年4月23日(水) 11:00～

ところ ルポール麴町(麴町会館)

先ず、陣内会長が挨拶を述べた後、規約により陣内会長が議長となり、議案の審議にはいりました。議案は次のとおりです。

第1号議案 第60回通常総会の開催要領(案)

第2号議案 理事会及び第60回通常総会提出議案

平成19年度事業報告及び収支決算

平成20年度事業計画(案)及び収支予算(案)

第3号議案 平成20年度全国治水大会兵庫大会の開催要領(案)

第4号議案 平成20年度全国治水大会決議文(案)

第1号議案から第4号議案まで、全員異議なく原案どおり承認されました。

引き続き、恒例によりまして、国土交通省河川局幹部との意見交換に入りました。

最初に甲村河川局長からご挨拶をいただいた後、平成20年度河川局関係予算の概要、治水事業をめぐる最近の話題等につきまして説明を受け、意見交換があった後、散会となりました。

